

◆ 移住・定住を応援します ◆

■ 移住定住ブランディング戦略事業【新規】 ■

移住定住を推進する自治体の中で、競合する自治体との差別化を図るための「本質の明確化」と「独自のらしさ」を磨き上げるとともに、町民とともにブランディングを戦略的に行うことにより、魅力的な地域として移住希望者に「選ばれる地域」を目指します。

《事業概要》

- ・ Web ページ作成
- ・ 体験プログラムパンフ作成
- ・ 地域作成型 WebCM 作成
- ・ 移住情報小冊子作成
- ・ 移住定住 P R ポスター作成
- ・ 移住者交流事業（講話・交流会 など）

■ ヤング世代移住促進家賃助成事業【新規】 ■

本町へ移住を促す目的として、転入や結婚を機に本町で新たな生活をスタートさせる若者世帯等を対象として、賃貸住宅の所有者に支払う家賃の一部を助成し、本町での新たな生活を支援することで更なる移住促進を図ります。

《事業概要》

○対象者

- ・ 平成29年3月18日以後に転入した町外移住者のうち、40歳未満の単身世帯又は夫婦どちらかが40歳未満の世帯
- ・ 町内外問わず、結婚1年未満で夫婦どちらかが40歳未満の世帯

○対象要件

- ・ 月額家賃が3万円以上（住宅手当等を差し引きした後の自己負担額）の民間賃貸住宅に入居した世帯。
- ・ 賃貸住宅に住所を有した日から3年以上、沼田町に住む意思がある方 など

○補助率

- ・ (契約月額家賃－勤務先等からの住宅手当等) × 20%

○補助期間

- ・ 申請から1年間

■ ライフパートナー探し応援事業【拡大】 ■

結婚について前向きに取り組む意欲ある希望者に対し支援を行い、結婚から子育てまで一貫した「切れ目のない支援」を行うことで、地域活力・人口の維持を図ります。

《事業概要》

①個人

- ・ 対象経費：結婚相談所などの専門機関への入会金、登録料、会費、イベント参加料 など
- ・ 助成額：60千円（限度）

②団体

- ・ 「出会いの場」を提供する事業を行う団体に対し、参加する本町民一人当たり5千円を上限に運営助成します。
- ※開催される1事業について、上記①と②を重複しての交付は行いません。



■ 住んで快適暮らして満足移住定住応援事業【拡充】 ■

中古住宅取得後に行うリノベーション（改修）及び耐震改修を新たに補助対象とし、移住定住・住み替えを促進するとともに、安心・安全な住環境の確保を図ります。

区 分			現 行 交 付 額	拡 充 交 付 額
①	住宅新築	土地購入	20歳代 170万円	←
			30歳代 130万円	←
			40歳以上 50万円	←
		自己所有地	自己所有地にも上記適用	←
②	土地購入		30万円	←
			3年以内に住宅新築	←
③	町内業者での建設		70万円	←
④	融雪溝設置路線に新築		150万円（①に加算）	←
⑤	中古住宅購入		50万円（限度）	←
	※子育て世帯が取得し3年以内に改築する場合200万円以上の工事費に対して100万円を加算			※子育て世帯が取得し3年以内に改築する場合200万円以上の工事費に対して100万円を加算 【リノベーション（改修）】 ※子育て世帯が取得し3年以内に改築（リノベーション）する場合、300万円以上の工事費に対し150万円を加算 ※子育て世帯以外が取得し3年以内に改築（リノベーション）する場合、200万円以上の工事費に対し、工事費の1/4以内（限度額100万）を加算
⑥	中古住宅取壊し新築		限度額100万円（①に加算）	←
⑦	住宅リフォーム（改修費の1/4以内）		25万円（限度）	←
⑧	子育て世帯住宅新築		50万円/人（①に加算）	←
⑨	融雪施設		20万円（限度）	←
⑩	耐震改修			50万円（限度） ※改修費用の1/4以内 ※⑤及び⑦に加算

※子育て世帯とは、中学生以下の子供を養育する世帯

◆ 安心して子育てできる環境 ◆

■ 認定こども園保育料軽減【継続】 ■

平成28年度から国基準の保育料に対し「80%」の軽減拡大と多子軽減として「2人目以降無料」を行い就学前の子育て世帯の経済的負担軽減を図っています。

■ 子どもの遊び支援事業【新規】 ■

旧幼稚園舎を活用し、天候を気にせず地域の親子が気軽にふれあい交流する場を試験的に開設し、保護者ニーズに配慮しながら求められる施策の可能性を調査します。

■ 学童保育推進事業【保育時間の延長】 ■

	現 行	延長後
平 日	13:00～17:00	13:00～18:30
土 曜 日	9:00～17:00	8:00～18:30
夏休み・冬休み	9:00～17:00	8:00～18:30

※今年度より全就学児童が平日も含めて利用可能となりました。



◆いくつになっても安心して暮らせる環境◆

■ 暮らしの保健室（健康相談）開設【新規】 ■

町民のみなさんと車座で健康に関する情報発信としての健康教育、個別の相談助言を行い「健康不安」「生活習慣病の悪化」を防ぎ、いつまでも元気にいきいきと暮らしていただけるようお手伝いします。（10月以降）

《事業概要》

- ・ 開設場所 地域密着多機能型総合センター（暮らしの安心センター）
- ・ 開催回数 月2回程度

■ 健康機械器具導入【新規】 ■

町民のみなさんの健康増進を図るため地域密着多機能型総合センター（暮らしの安心センター）に健康器具を導入し、自分の体力に合わせて自由に利用していただけるようにします。

（10月以降）

《導入・利用概要》

- ・ 導入機器 トレッドミル（ランニングマシン） 3台
 ライフサイクル・リカンベント（バイク） 2台
- ・ 利用時間 月～土 17:00～20:00
 日 9:00～17:00



■ モービルMRI「脳の健診」【新規】 ■

大型トレーラーに搭載したMRIにより町内で「脳の健診」を実施し、脳血管疾患の発見のキッカケづくりを行います。

《事業概要》

- ・ 対象 20歳～74歳の方（加入健保は問いません）
 ※前年度の特定健診の結果、特定保健指導が必要と判定された方を優先します。
- ・ 費用 1人5,000円の内3,000円を助成（生活保護・非課税世帯・70歳以上は無料）

■ 肺ドック健診助成【新規】 ■

より一層の肺がんの早期発見に努めるため町立沼田厚生クリニックで「肺ドック」を受ける方に費用の助成をします。

《事業概要》

- ・ 対象 40歳～74歳の方（加入健保は問いません）
- ・ 費用 1人10,800円の内5,800円を助成（生活保護・非課税世帯は無料）

◆活力あふれる「ぬまた」◆

■ 商業コミュニティ中核施設整備事業補助【継続】 ■

平成27年度に実施設計に着手した中核施設整備事業ですが、平成29年4月の仮オープン・10月のグランドオープン（予定）に向けて、今年度は外構工事・初度備品整備が計画されており、町内購買環境を守るとともに町民コミュニティの中核施設として地域の活性化を図るため実施主体に対し事業補助を行います。

■ 中小企業経営安定化維持・商店街活性化事業【継続】 ■

景気回復の兆しはあるものの、依然地方経済を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、商工会が主体となって経営安定化の維持、商店街の安定化を図る事業に対し助成を行います。

《主な事業概要》

- 事業内容 消費者が買い物しやすい環境整備、サービス、連携による取組など
- 事業主体 沼田町商工会

◆ 魅力あるぬまた農業へ ◆

■ 農業所得向上対策事業【制度統合・拡充・新規】 ■

従来の事業を統合、助成対象を拡大し沼田農業の持続的発展を目指します。

事業区分	補助率	限度額
新規作物・園芸作物導入支援	8割以内	1,500千円
【新規】園芸作物の増棟支援	1/3以内	300千円
新規作物等導入支援	1/2	450千円
雪中ブランドづくり支援（雪エネルギー導入支援）	8割以内	1,500千円
就農・婚姻後10年未満の後継者支援	8割以内	1,500千円（園芸作物増棟）
【拡充】新規作物・園芸作物増棟支援	8割以内	1,500千円（後継者の配偶者）
高収益作物の生産拡大（外部労働費支援）	5割以内	100千円（花卉・野菜を新規栽培・増棟）
農業生産技術等導入実証費助成事業	5割以内	500千円（現地実証実験に要する経費）
【拡充】農業機械に関する経費（リース・以外以外の購入）は耐用年数で割り返した1年当たりの額を助成		
法人化設立経費対策（1戸1法人化も対象）	1/2以内	1,500千円（1戸1法人は出資金対象外）
法人及び協業組織による機械購入費支援	1/3以内	5,000千円（2戸以上の構成員）
既存法人のネットワーク活動支援	定額	200千円（既存法人の連携による研修事業等）

◆ たしかな学力・体力 教育環境の充実 ◆

■ 沼田学園推進事業【拡充】 ■

小中学校を合わせた「沼田学園」の平成30年度からの実施に向け、小中9年間の学びを円滑に接続しながら学力の向上を目指して子ども個々の発達段階を踏まえたきめ細やかな指導に取り組みます。

《拡充概要》

- ・小学生のNRT標準学力検査（相対評価）の実施
- ・hyper-QUの新規導入（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）
- ・外国語指導助手の常勤
- ・漢字検定の対象拡大 小4～6 → 小1～6・中1～3



■ 体力向上対策事業【継続】 ■

運動が「得意」か「不得意」かは概ね5～8歳で決まると言われており、「得意」になるには走る・飛ぶといった運動が「できる・好き」になる事が重要であり「コーディネーショントレーニング」を専門家の指導により実施し体力向上を図ります。

また、町健康運動指導士も必要に応じて指導を行い、より効果が発揮できるよう「学校・専門指導員」が連携して実施します。

※毎月1回（年12回）